

地域再生支援利子補給金制度について

(資料11)

地域再生支援利子補給金制度とは、地域再生に資する事業の実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものです。

これにより、事業資金を低利で借入れることができるため、地域再生に資する事業の円滑な実施に繋がることが期待できます。また、円滑な事業の実施から、雇用機会の創出や投資誘発効果なども期待できます。

(1) 国から指定を受けることが可能な金融機関

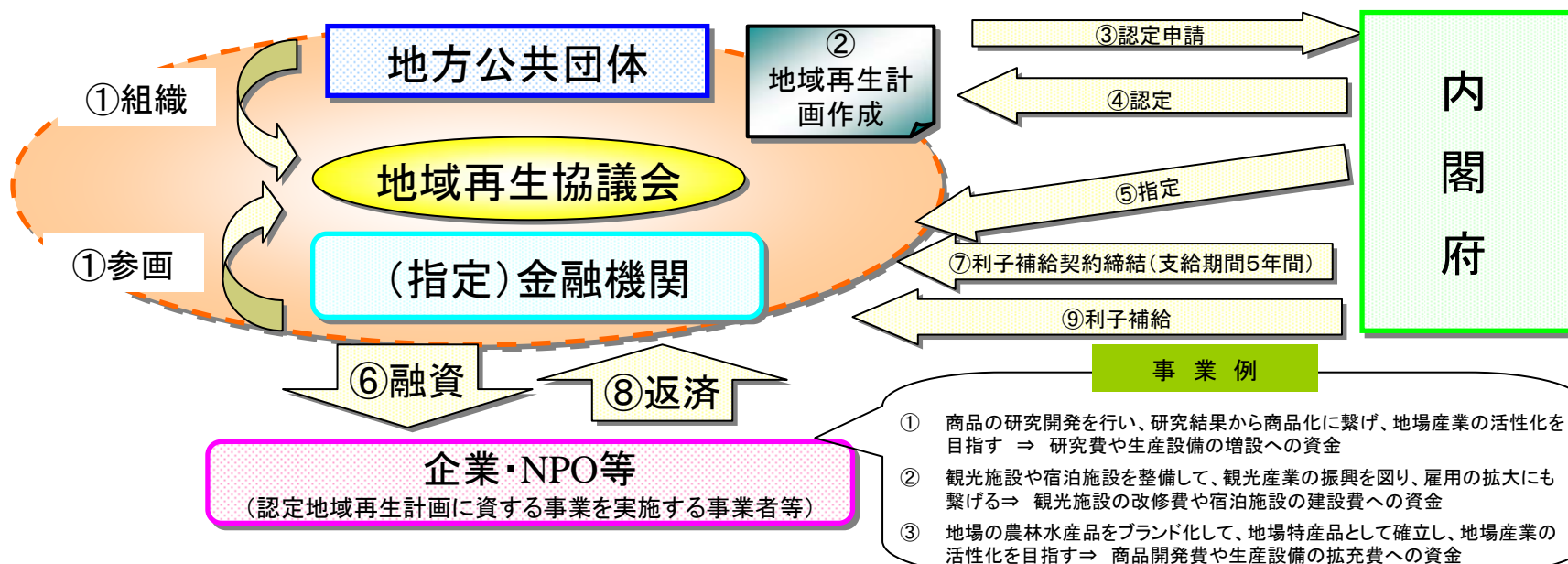
- ①銀行 ②信用金庫及び信用金庫連合会 ③労働金庫及び労働金庫連合会 ④信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会 ⑥漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ⑦農林中央金庫
- ⑧株式会社商工組合中央金庫 ⑨株式会社日本政策投資銀行

(2) 利子補給金の支給対象となる事業

地域再生に資する事業が対象(下記の事業例参照)

(3) 利子補給金の支給期間及び利子補給率

金融機関が地域再生に資する事業の実施者へ最初に貸付けた日から起算して5年間 (利子補給率:0.7%以内)



地域再生基盤強化交付金

- 地方の自主性、裁量性を高めるための補助金改革と地域再生の観点から創設された交付金です。
- 内閣府に予算が一括計上され、地域の裁量による自由な施設配置、計画申請等の手続きの窓口一本化、事業進捗等に応じた事業間の予算の融通や年度間の事業量の変更が可能となるものです。

